

令和7年8月22日

食 品 関 係 団 体 各 位

大阪府健康医療部長
大阪市健康局長
堺市保健所長
豊中市健康医療部長
吹田市健康医療部長
高槻市健康福祉部長
枚方市健康福祉部長
八尾市保健所長
寝屋川市保健所長
東大阪市健康部長

食品表示の信頼確保に向けたご協力のお願い

日頃から食品衛生行政の推進にご理解・ご協力を賜り深くお礼申し上げます。

さて、今般、コンビニチェーンから「一部店舗が製造販売した商品において、『消費期限のラベル貼り換え』及び『商品製造後、直ちに消費期限のラベルを貼付しなければならないところ、一定時間経過後に貼付がされていた』といった、消費期限表示に関する不適切な事案が判明し、現在、自主的に店舗における商品の製造販売を中止している。」との報告があったところです。

食品の期限設定は、食品等の特性、品質変化の要因や原材料の衛生状態、製造・加工時の衛生管理の状態、容器包装の形態、保存状態等の諸要素を勘案し、科学的、合理的に行う必要があるため、その食品を一番よく知っている者、原則として、製造業者、加工業者、販売業者又は輸入業者が責任を持って設定し、表示することが義務付けされています。

また、食品の期限表示の設定に関しては、令和7年3月28日付け消費者庁事務連絡により「食品期限表示の設定のためのガイドライン」の全部が改正されたところです。

つきましては、貴団体におかれまして、当該事案について周知いただくとともに、食品の期限など食品表示制度の遵守について、徹底いただくよう注意喚起をお願いいたします。

「食品期限表示の設定のためのガイドライン」掲載ページ URL

https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/food_labeling_act/assets/food_labeling_gcms201_250328_1029.pdf

